

会議名称		令和4年度第3回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		令和4年11月1日(火) 14時00分から15時30分まで
場所		杉並区役所 第3・4委員会室(中棟5階)
出席者	委員	佐藤会長、石川委員、氏橋委員、宇田川委員、内山委員、小林委員、佐久間委員、村本委員、山崎委員、井原委員、奥山委員、國崎委員、島田委員、新城委員、松本委員、浅見委員、細川委員
	実施機関	高橋区民課長、植田障害者生活支援課長、福原子ども家庭部管理課長、大場狭あい道路整備課長
	事務局	岡本デジタル戦略担当部長、黒澤情報管理課長、倉島情報システム担当課長
傍聴者		0名
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 令和4年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 令和4年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 ・資料3 住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会報告事項 ・資料4 杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方検討部会報告事項
	当日	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・諮問第31号補足資料
【会議内容】		
1 令和4年度第2回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
報告第11号	障害者施設に対する助成に関する業務の登録について(変更)	報告了承
報告第12号	子どもの医療費助成に関する業務の登録について(変更)	報告了承
諮問第43号	子どもの医療費助成に関する業務の労働者派遣について(新規)	決定
諮問第44号	私道雨水柵清掃に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第45号	私道排水設備工事に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第46号	私道舗装工事に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第29号	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等	決定
諮問第30号	情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等	決定
諮問第31号	令和3年個人情報保護法改正に伴う杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方について	決定

会長	本日は御多用の中、当審議会に御出席いただきありがとうございます。ただいまより、令和4年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会します。初めに連絡事項について事務局からお知らせをお願いします。
デジタル戦略担当部長	本日の会議におきましても、オンラインによる会議の参加を実施しております。本日は、村本委員がオンラインで参加しております。次に、本日の会議につきまして、欠席される旨の御連絡がありました委員は加藤委員、手島委員、中島委員、水町委員の計4名でございます。続けて、審議会進行に当たっての留意点について、情報管理課長より御説明申し上げます。
情報管理課長	会議の開始前に審議会進行の留意点を確認させていただきます。発言者を明確にするため、発言をする委員は挙手をして、会長の指名を受けてから、お名前を名乗った上で発言してください。オンラインの参加者は、発言時以外はマイクをミュート状態にさせていただきますようお願いいたします。
会長	それでは議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、資料1の令和4年度第2回の会議録についてですが、まず事務局から修正や補足説明はありますでしょうか。
情報管理課長	特段ございません。
会長	それでは、委員の皆様から、会議録につきまして訂正箇所、御意見等がございますか。
(意見等なし)	
会長	ないようですので、令和4年度第2回の会議録については確定とさせていただきます。 次に次第の3に移ります。報告・諮問事項の審議に入ります。それでは、デジタル戦略担当部長、諮問文を読み上げてください。
デジタル戦略担当部長	(諮問文を読み上げて会長に渡す。)
会長	デジタル戦略担当部長から諮問文を受けました。 本日も、委員の皆様と事務局、実施機関の方にお願ひがあります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、効率的に議事が進められ、時間短縮が図られるよう、会議の進行に御協力をお願いします。 それでは、会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順に従って審議をしていきたいと思ひます。初めに、報告第11号、報告第12号と諮問第43号、諮問第44号から諮問第46号について、事務局から説明をお願いいたします。
報告第11号 報告第12号、諮問第43号 諮問第44号～第46号	

情報管理課長	(案件について説明する。)
会長	ただいまの説明について、御質問、御意見はありますか。
委員	報告第 12 号、諮問第 43 号、子どもの医療費助成に関する業務について伺います。この中の労働者派遣についてですけれども、この労働者派遣の業務については労働者派遣記録票の所に記載があります。読んでいて純粹にどうということなのだろうかと思ったのですが、今回、対象範囲を拡大したという考え方に立てば、3年前まで、今回申請を受ける対象の方の情報というのは持っていたと思うのですが、現状 15 歳になった時点で、その辺りの情報は全て破棄するような運用になっているのか、改めて申請してもらおうという手間をお互いにかけないほうがいいのではないかと考えたのですが、こういった立て付けにした経緯を伺います。
子ども家庭部管理課長	まず、15 歳までの情報が中学校を卒業したらどうなるかという部分ですけれども、通常、文書保存の期限までの間は保存して、それが終わった段階で廃棄をするという流れになります。今度から該当になる方の情報を一部持っているというところではありますが、これは条例に基づく事業ですので、申請を受けてそれを決定する行政処分にも当たりますので、利便性で考えるとそのまま出せばというところもあるのですが、申請手続を頂くという流れで考えています。
委員	理屈は確かにそうだと思います、手間を感じる区民の方にはなかなか説明しづらいなというところは、率直に思います。 もう一点、この個人情報の目的外利用ですけれども、徴税にも使われるということですが、この辺りの背景と言いますか、こういった目的でこの情報から目的外利用をするのかについて、御説明いただける方がいましたらお願いします。
子ども家庭部管理課長	個人情報登録票の目的外利用の所に区民税等の業務が書いてあるのは、区民税の情報を子どもが使うということになります。実際には費用負担はなしですけれども、そういった意味合いからの登録となります。
委員	私も、今の報告第 12 号、諮問第 43 号に関連してです。今の説明にも関連すると思うのですが、子どもの医療費助成については、現在のところ所得制限はなかったと思いますが、この中でなぜ収入と出されている部分が必要なのかを教えてください。
子ども家庭部管理課長	所得制限はないので、そういった意味で使うことはありません。ただ、申請を頂く段階で考えると所得の高い人から申請を頂くことになるので、そういった意味から収入情報を確認するという事は考えられます。
委員	必要ない情報はやはり集めないほうがいいのかなと、率直に言って思っています。それから、労働者派遣記録票にある労働者派遣に係る個人情報の収集項目なのですが、生活保護の受給の有無ということも書かれていて、そこにも収入ということがあるのですが、なぜそれが必要になるのか、その点について教えてください。

子ども家庭部管理課長	生活保護を受給されている方は高校生医療費助成の対象にならないので、その確認をするという意味で、受給の有無が入っているということになります。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	報告第 11 号です。これまでは、施設の入所者数、従業員数を把握していたが、今回、数を把握する必要があるため、従業員の名簿を収集するとなっています。人数を把握するために、名簿つまり個名を収集するということの関連が分からないというか、すごく論理が飛躍しているように思うのですが、ご説明をお願いします。
障害者生活支援課長	従業員から収集する項目内容につきましては、氏名と勤務日数です。数字を出していただく裏付けとして、区としてもその担保を取って、間接補助として出すということです。
委員	重ねて聞きますけれど、必要なデータは数なのですよ。数だけだと間違えたりするといけないなどということも考えて、念のため名前も聞きますよということですか。
障害者生活支援課長	御指摘のとおりでございます。交付金を使う以上、ある程度の担保するものを区としては入手する必要があるという判断に基づいています。
委員	もう 1 つは報告第 12 号、諮問第 43 号です。杉並区の住民基本台帳のデータには、この子が高校生であるといったデータはあるのですか。小中学校だったらまだ分かりますが、どうでしょう。
子ども家庭部管理課長	今回の高校生等医療費助成の対象になるのが、この資料の付議事項説明書の内容欄にあるとおり、「15 歳に達する日の翌日以後の最初の」等とありますけれども、いわゆる一般的な高校生の年齢の方になるので、例えば高校に行っていない方であっても対象になります。専門学校の方も対象になります。逆に言うと、いわゆる 18 歳の高校を卒業する年齢を超えて高校に行っている方は対象にならない。いわゆる通常の高校に 3 年間行っている方が全部対象になるので、区の情報として、高校に行っているか行っていないかという情報は特段必要がないということになります。
委員	そうしますと、18 歳の誕生日が来て高校に行っている人もいますが、行っていない人との区別というのは付くのですか。若しくは、どのように付けるのでしょうか。
子ども家庭部管理課長	18 歳に達して、いわゆる高校を卒業するまでの 3 月末までが使えることになるので、18 歳になったからすぐ駄目ということではなくて、その学年が終わるところで切替えになります。
会長	御意見はありますか。今の御質問と、委員の御質問は一部、御意見ですね。では、収入を取得する必要はないのではないかとするのは、御意見として賜りたいと思います。ほかになければ、報告第 11 号から報告第 12 号は了承、諮問第 43 号から諮問第 46 号は決定といたします。
諮問第 29 号・第 30 号	

部会長	<p>次に、令和4年度第1回の審議会で諮問を受けました諮問第29号、住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等と、諮問第30号、情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等につきまして、部会の報告を受けたいと思います。</p> <p>この案件は、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第7条の2により設置した部会において審議を行うこととし、9月2日に開催された部会で審議が終了しています。まず、運用監視部会の部会長である私のほうから点検結果の報告をし、その後、御質問、御意見をお受けしたいと思います。</p> <p>では、部会での審議について説明をしたいと思います。資料番号は資料3となりますので、資料3をお手元に御準備ください。表紙をめくっていただいて1ページ、ページの右上に点検結果-1と長方形で書いてあるページです。「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等の点検結果について」という題名のものです。こちらを御覧ください。部会では、点検内容に記載されている(1)～(3)までの3点のセキュリティ対策について審議しました。</p> <p>1つ目は、チェックリストに基づく自己点検の評価判定についてです。今、御覧いただいている資料3の5ページ、右上に部会資料2と書いてある資料を御覧ください。こちらが部会で使用した資料になります。チェックリストとは、総務省から年に1度提示される調査表で、求められたセキュリティ対策の基準を満たすように各自治体が住基ネットの運用を行うことで、セキュリティレベルを維持向上させることを目的とするものです。点検結果を御覧ください。チェックリストについては、各自己点検項目について、回答内容及び回答根拠となる規程類や資料等が妥当であることを確認しました。</p> <p>2つ目は、住民基本台帳ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する自己点検の形式及び設問内容についてというものです。6ページと7ページ、右上に部会資料3と書いてあるページを御覧ください。こちらが部会で使用した資料になります。杉並区では、独自の取組として、住基ネット業務に従事する職員に対して自己点検を実施しています。これは、セキュリティ対策が適正に実施されているかを確認するとともに、職員への教育方法等の問題点を把握するためです。自己点検の設問については、先ほどのチェックリストを基に作成されていました。また、当該自己点検結果について各部署で振り返りを行うことで、職員の業務意識の向上に努めるとの説明がありました。したがって、自己点検として妥当であることを確認しました。</p> <p>3つ目は、住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応訓練実施内容についてです。資料は8ページと9ページを御覧ください。右上に部会資料4と書いてある所です。部会で使用した資料がそちらになります。緊急時対応訓練は、事件・事故が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができる</p>
-----	---

	<p>よう、毎年度実施しています。杉並区側から、緊急時対策会議構成員の訓練と、住基ネット端末を利用する職員への訓練に分けて実施すること、緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認を中心に実施予定であるとの説明がありました。また、区側から、講義形式での訓練に加え、住基ネット端末を利用する職員を対象に、緊急時連絡体制に基づく連絡訓練を実施する旨の説明があり、訓練として妥当であることを確認しました。</p> <p>資料の1ページ目にお戻りください。先ほどの(1)～(3)までの3点について、点検結果に記載したとおりであることから、総評として、区が実施する住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策について妥当であることを確認しました。住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等の点検結果については以上です。</p> <p>次に、2ページ目をお開きください。右上に点検結果-2と書いてあるページです。「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等の点検結果について」という題のものです。こちらも、点検内容に記載されている(1)と(2)の2点のセキュリティ対策について審議しました。</p> <p>1つ目は、情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する自己点検の形式及び設問内容についてです。お手元の資料の10ページから13ページ、右上に部会資料5と書いてあるページを御覧ください。こちらが部会で使用した資料になります。自己点検の調査形式や内容、対象職員について、区側から説明を受けました。各課の情報連携端末設置状況等に応じて設問を設定するとともに、昨年度の運用監視部会の意見を反映した改善が図られていることを確認しました。本自己点検は、業務実態や職員の理解度の把握等に有効なものと考えています。</p> <p>2つ目は、情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練実施内容についてになります。14ページから残り最後まで、右上に部会資料6と書いてある所を御覧ください。こちらが部会で使用した資料になります。緊急時対応訓練は、事件・事故が発生した場合に迅速かつ確な対応ができるよう、毎年度実施しています。杉並区側から、より実態に沿った内容とするために、デジタル庁が実施する「情報提供ネットワークシステム異常時対応訓練」の機会を利用し訓練を行う予定であるとの説明がありました。また、この訓練の際に、CSIRT構成員を対象とした役割・連絡確認を併せて実施する旨の説明があり、訓練として妥当であることを確認しました。</p> <p>資料の2ページにお戻りください。以上の(1)と(2)の2点について、点検結果に記載したとおりであることから、総評として、区が実施する情報提供ネットワークシステムのセキュリティ対策について妥当であることを確認しました。情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等の点検結果については以上です。</p>
会長	ただいまの説明について御質問はありますか。
委員	1点だけ確認させてください。当区のCISOは副区長になっていると思うのですが、点検時の副区長と現任の副区長が別の方になるかと思うの

	<p>です。新副区長をC I S Oとした点検というのは、来年度の実施になるのですか。この場合は、年度内に改めて、関係する場所だけでも確認したほうがいいのではないかと思いますのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>C S I R Tの体制上、最高情報セキュリティ責任者は副区長となっております。今年度の訓練については、これから実施することになりますので、C I S Oは現副区長ということになります。</p>
会長	<p>ほかに質問はありますか。ほかに御意見はありますか。ほかに御質問、御意見がなければ、諮問第 29 号、諮問第 30 号は決定といたします。</p>
<p>諮問第 31 号</p>	
会長	<p>次に、令和 4 年度第 1 回審議会で諮問を受けた諮問第 31 号、令和 3 年個人情報保護法改正に伴う杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方について、部会の報告を受けたいと思います。この案件は、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 7 条の 2 により設置した部会において審議を行うこととし、7 月から 10 月にかけて計 4 回開催された部会で、審議が終了しています。報告の前に、本日、席上配布した資料について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
情報管理課長	<p>資料 4 の報告書に補足資料があります。左上に諮問第 31 号補足資料と記載した A 4 の 1 枚の資料を、本日、席上配布させていただきました。こちらは、報告書の巻末資料 2 として、杉並区情報公開・個人情報保護審議会の役割新旧対照表という資料がありますが、そちらに記載の内容を少し整理して、表現を分かりやすくさせていただいたものです。報告書と併せて御覧いただければと存じますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>分厚い資料 4 の後ろに付いている巻末資料という図がありますが、それについての補足の資料を、今日一枚紙で配っていただいたということです。では、部会長の浅見委員から、部会での審議結果の報告をお願いします。その後、御質問や御意見をお受けしたいと思います。</p>
部会長	<p>部会長を務めさせていただきました浅見から報告させていただきます。もともと何について検討を命じられたかと言いますと、今日の机上配布資料にも書いてあるとおり、来年 4 月 1 日から、改正された個人情報保護法が施行されます。それまで地方自治体というのは、個人情報保護については各条例で定めて保護していました。ところが、来年 4 月 1 日からは、もう個人情報保護法一本でやるので、既存の条例のままではいけないということで、条例を改正しなければいけません。ただ、改正された個人情報保護法の中でも、条例で独自に定めてもいい、あるいは定めなくてもいいという項目が幾つかあります。それについてどうするか、まず区長のほうからこの審議会に諮問がありました。集中的に審議をしなければいけないということもあり、審議会から部会に更に下りてきて、部会のほうで審議させていただいたという次第です。</p>

今、会長からも御説明があったとおり、今回の資料4の29ページに、これまでの審議の経過が記載されています。今年7月4日から10月13日まで4回、各2、3時間ぐらいかけて審議をしました。この間も何もやっていないわけではなく、第1回と第2回、第2回と第3回、第3回と第4回の間にも、それぞれ事務局から配布された資料について検討し、次の部会に備えて議論するということをやってきました。その結果、事前に配られた資料4の部会の報告書が出来上がったという次第です。

それでは、実際に条例で決めていい、どうするのかというように、改正個人情報保護法で課題となっている事項について、説明をしていきたいと思えます。内容は3ページからです。

まず、3ページの各諮問事項についての区の基本理念についてです。区で個人情報をどうのように保護していくのかという基本理念については、もちろん法律の範囲内ですけれども、ある程度条例で独自に定めていいというルールになっています。では、杉並区では何を定めたらいいかということについて議論をしました。

この報告書の構成ですが、各諮問事項、例えば区の基本理念については、この四角の枠組みの中が結論部分になります。(1)で現行の制度があり、4ページの(2)で改正法の規定があり、それに基づいて部会で出た主な意見が(3)になり、最終的な当部会の考え方が(4)という構成になっております。その(4)の大枠を記載したものが、冒頭の四角で囲まれている部分ということです。

この基本理念について、結論的にはこういうことを設けたらどうかということで、読み上げさせていただきます。

基本理念として、「個人情報は、プライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、確実に保護されるべきものであること」、「個人情報の適正な取扱いを確保するための取組を維持向上させることにより、区民等の権利利益を保護すること」。理念に関係するということで、区の責務として、「個人情報の取扱いに当たっては十分な安全管理措置を施し、情報漏えい等の事件、事故を防止しなければならないこと」、「個人情報の確実な保護を前提に、区民の福祉、生命・身体の保護のため、飛躍的に進展する情報通信技術を活用した先進的な施策を実施すること」。区に関する事業者の責務として、「事業の実施に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その適正な取扱いに努めなければならないこと」。こういったことを盛り込むべきだと結論付けました。

現行の個人情報保護条例に関しては、区民の責務として、区民も個人情報を守るようにしなければいけないという規定があるのですけれども、そもそも条例というのは権力側を規制するもので、区民に対して何かをしるというものではないので、区民の責務については外したほうがいいのではないかという結論になりました。

それから、2ページの2に、これまでの杉並区の個人情報保護の取組が記載されています。御存じのとおり、杉並区というのは、個人情報保護について非常に早くから取り組んで成果を上げている区なので、それについても基本理念に盛り込んだほうがいいのではないかという意見も出ました。ただ、これは条例なので、条例としてその理念を取り込むというのは、では、前文を設けなければいけないのかとか、立法技術的になかなか難しいのではないかということで、結論には入れず、部会の報告書の2に詳しく書かせていただいたという次第です。

もう1つ、この項目では、個人情報保護、保護と言いすぎて、例えば災害のときに隣に誰がいるかも分からないとか、近隣住民のお互いの交流がなくなってしまうとか、広い意味で区の福祉の実現を妨げるようなことがあってはならないのではないかという意見が出ました。委員全員がそのとおりだということで、もちろん個人情報の保護をするということを前提に、区民の権利利益に資するような施策をしなければいけないという意見が出ました。その意味が、四角の枠組み、区の責務の2番目のマルポチに含まれているというように理解していただければと思います。これが、区の基本理念についての結論と審議状況です。

長くなりますが、一通り説明させていただきます。次に7ページ、開示請求等の手数料についてどうするかということです。改正個人情報保護法では、個人情報の開示請求については手数料を取っても取らなくてもどちらでもいい、それは区で決めなさいというように定められています。これについても議論をしました。結論的には、この枠内にあるとおり、手数料は無料とします。ただし、コピー代等の費用は実費として請求して差し支えないと考えると結論付けました。この2番目の実費についても無料とすることは検討できないかという議論にもなりましたが、これを無料にすると、事務負担を増大させる目的で何度も請求を行って、区の行政事務を滞らせてしまうというおそれがあるので、そういうものを防ぐ目的で、実費については取得してもいいのではないかと。今でも1枚10円を請求しており、特にそれで大きな問題は生じていないので、実費については取ってもいいという結論に至りました。

9ページです。3番目として、個人情報の開示請求等があったときの決定期限をどうするかという課題があります。これについては12ページの表を御覧ください。現行の条例の規定はどうなっているかというと、この真ん中です。標準処理期間が14日以内、請求の翌日から延長可能な期間が60日以内、それから特例延長期間となるという規定が現行です。改正法の規定では、一番下の欄にあるとおり、標準処理期間が30日以内、延長可能期間が標準処理期間に加えて30日以内、それから特例延長期間というようになっています。この改正法の枠組みで条例も決められるという話なのです。ですから、現行の標準処理期間が14日なので、これは30日まで延ばすこともできることになるのですが、現行はそれで処理をしているのなら、

個人情報の開示請求があつて今より遅くなるというのは、それはちょっとまずいのではないかということで、その部分は今同様、14日以内とします。ただし、延長可能期間は法律に合わせて、標準処理期間に加えて30日以内にすると結論付けました。

次が13ページで、行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施についてです。杉並区を含めて、地方自治体には個人情報が集まってきます。今、「ビッグデータの有用性」などと言われて、大きな情報を集めると、それが非常に価値のあるものになってきます。もちろん、名前を出して提供するのはいけないのですけれども、個人情報を元に戻せないように匿名にした上で、その情報を業者に利用してもらうことができるというルールを、条例でも設けられると。これはやってもやらなくてもいいという改正法になっており、それについて杉並区はどうするのかという内容の課題です。これについては、まだ実例もないし、本当に匿名にできるのか、再現されたらどうするのかという懸念があるのではないかということで、杉並区としては当面、実施しないことが妥当であると結論付けました。

もう1つ、実施するしないにかかわらず、実施する場合の手数料を設けてもいいという改正法になっているのですけれども、条例に手数料の規定を設けるといふことは、匿名加工情報の提案募集について、当区では利用する意図があるというようにも取られかねないので、当面、手数料の規定も設けないことにしました。もちろん、時代が流れて、やはり杉並区もやったほうがいいのかという場合には、改めて審議会等で議論をした上で設けることもあり得るといふことにはなりますが、当面は実施しないし、手数料の規定も設けないという結論に至りました。

次に5番目として、15ページに移っていただきたいと思います。条例要配慮個人情報についてどうするかという課題があります。要配慮個人情報というのは、17ページに書いてあります。特に個人情報として漏れた場合に、非常に人権侵害に結び付きやすい情報、人種とか、思想信条とか、社会的身分とか、病歴とか、犯歴といった情報を「要配慮個人情報」と言います。改正個人情報保護法では、その地域に特に配慮しなければいけない要配慮個人情報がある場合には、それを設けていいという法律になっております。杉並区だけが特別に何か配慮しなければいけない個人情報があるのではないかという場合には、それを設けていいということになります。23区の中に位置付けている杉並区として、特に杉並の地域だけで配慮しなければいけない特別な個人情報は無いのではないかとということで、現段階では規定しないという結論になりました。ただし、これも未来永劫設けないわけではなく、いわゆる時代の進展とともに、もし杉並区が独自に配慮しなければいけない要配慮個人情報が出た場合には、それはそれで、また条例に設けて規定するように持っていこうということになりました。

6番目は、18ページの情報公開条例との整合性です。個人情報の自己情報の開示を求める請求とともに、情報公開条例、行政機関が持っている情

報の公開を求める権利が区民にありますけれども、その整合性をどうするかということです。もし片方で出している片方では出していないとか、その逆もあるのですが、そういった場合に何か調整しなければいけないのではないか、調整する場合には条例でその旨を定めなければいけないのではないかとこのところについて、各地方自治体で検討しなさいという課題です。これについては、事務局のほうで改正個人情報保護法の規定と情報公開条例とを一つ一つ、この場合はどうなのかということピックアップしていただいて、検討しました。その結果、特に個別に調整規定を設ける必要はないという結論に至りました。ちなみに、33 ページ以下の巻末資料 1 に、事務局のほうで今申し上げた作業をしていただいた結果が記載されております。

次が 7 番目で 21 ページ、個人情報登録簿の作成・公表についてです。これは少し複雑な話です。24 ページを御覧いただきたいと思います。個人情報ファイルという、それぞれの個人情報が出ているファイルがありますが、そのファイルをまとめた個人情報ファイル簿を、1,000 人以上に該当する場合には作りなさいというように、改正法で定められております。他方、既に現行の条例で、個人情報登録票や登録簿というものがあり、両方が併存する形になるわけです。その場合、別に個人情報登録簿を設けなくてもいいとはなってくるのですけれども、そこをどうするかとなって議論をしました。先ほど言ったように、法では 1,000 名以上の個人情報ファイルがある場合は個人情報ファイル簿を作らなくてはいけませんが、1,000 人未満は義務付けられていないのです。杉並区のほうでも、1,000 人未満については個人情報ファイル簿を作らない予定ですので、個人情報保護の観点からはなくすわけにはいかないということで、個人情報登録票、個人情報登録簿は残そうという結論に至りました。ただ、重なる部分がありますので、行政の効率化ということでは、非常に仕事ばかり増えて、同じことばかりやってということにならないように、区のほうでうまく整理整頓をして、効率化、無駄のないような行政をしていただきたいという要望も付けさせていただきました。

最後が 8 番目、25 ページです。審議会への諮問・報告に関する規定についてです。この度の改正個人情報保護法で、これまでの各地方自治体が条例に基づいて個人情報を保護するということから、法律一本でやるという趣旨は、個人情報というものはそんなに地域性がなく、国がルールを作って統一的に保護していかなければいけない、国の定めたルールで保護していかなければいけないということになっています。したがって、今日も審議しましたがけれども、この個人情報は提供していいのか、外部結合していかどうかということ、逐一、審議会にかけるとは駄目ですというルールになりました。そこで、今後、審議会はどうするのか、審議会はどのように開催していくのか、どういうものを審議の対象にするかということが求められ、それが課題となって議論をさせていただきました。結論

的には25ページの黒枠に書いてあるとおりです。ここは細かいので読み上げさせていただきます。

「①個別の案件ごとの個人情報の取扱いに関する適否ではなく」、これは先ほど申し上げたように許容されませんので、「適否ではなく、改正法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法等、定型的な運用ルールの設定にあたり、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要と認める事項」、具体的には「ア 個人情報の取扱いに係る安全管理措置等(安全管理措置、個人情報の収集、本人外収集の制限、委託に伴う措置、労働者派遣に伴う措置、目的外利用の制限、外部提供の制限、電子計算機組織への記録、電子計算機組織の結合禁止等)に関する内部審査を実施する際の自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置等に関する基準の策定・改定について」です。要するに、個別に良い悪いと判定するのではなく、良い悪いを判定する大きな枠組みについては、きちんと審議会で議論をさせていただきますよということなのです。

それから、「イ 自己点検及び自己点検表を規定する安全管理措置等に関する基準の妥当性について(運用開始後、定期的に諮問)」ということなのです。これは、最初に作った枠組みを実際にやってみて、それがきちんと運用されているのか、あるいは安全措置として問題がないかどうか、適宜審議をして検討していくということについて、審議会の意見を聴きましょうということなのです。

それから、「ウ 行政機関等匿名加工情報制度を開始した場合の匿名加工方法や取扱いについて」です。これは、先ほど説明したとおり、匿名加工情報を利用するかしないかです。今の取りあえずの結論としては、しないということになりましたけれども、今後利用の開始に当たっては、必ず審議会で意見を聴きましょうという内容になっております。

次に、「②法施行条例の改正にあたり、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要と認められる事項」です。具体的には、「ア 条例要配慮個人情報の制定について」、これは、先ほど申し上げたとおり、杉並区独自で要配慮個人情報を制定する場合についても、審議会の意見を聴いてくださいということなのです。「イ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料の制定について、これも、先ほど申し上げたとおり、匿名加工情報を利用してもらう場合の手数料を定めるに当たっては、審議会の意見を聴いてくださいということなのです。「ウ その他法施行条例の改正について(個人情報保護法の3年ごとの見直しに伴うものなど)」です。一応、来年の4月から施行される改正個人情報保護法については、3年ごとの見直しと規定されているのですが、そのときにも必ず審議会で意見を聴いてくださいということなのです。また、それにかかわらず、個人情報に関する施行条例について改正するに当たっては、審議会の意見を聴いてくださいということなのです。

最後に、今の審議会への諮問・報告の事項というのは、必ずしも個人情

	<p>報保護条例にかかわらず、先ほど言った情報公開条例とか、そこにもいろいろな規定があるのですけれども、その部分については今までどおり、きちんと意見を聴いていただくということを付記させていただきました。長くなりましたが、取りあえず部会の議論状況と結論は以上です。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、御質問はありますか。</p>
委員	<p>まず、部会委員の皆様、4回、大変お疲れ様でした。私は時間が取れて、たまたま傍聴できたのですが、大変長くて大変だったと思いますが、一つ一つ具体的に審議していただいたと思っています。</p> <p>部会長に2つだけお尋ねしたいと思います。まず、本日配られました報告事項は、これで完成ということでしょうか。と言うのは、4回目の部会は夜9時半ぐらいまでになっておりましたが、全員の方がそろそろことはかなわなかったため、結論が出なかった部分があると思います。具体的に言うと、例えば重大インシデントの報告をどうするかといったことなのですが、本日拝見したところ、この報告事項の中には載っていませんので、どうなってしまったのか気になるところです。その回答をここで頂きたいというわけではなくて、4回目の部会が終わった後に、また皆さんで審議をなさって今日の報告書に至ったのかなど。つまり、これが最後ののかということをお尋ねします。</p>
部会長	<p>今、御紹介があったとおり、4回目の会議で、多少、修正事項等が出て終わったのですが、その後に事務局で修正案を作っていて、全部会委員にメールで流しました。それを見て異議がある、あるいは更に修正することがあれば意見をくださいということになりまして、多少、誤記の修正等はありませんでしたが、大きな修正はなく、部会委員の皆さん了承ということで確定しましたので、これが最終報告ということになっております。</p>
委員	<p>2つ目です。かなりいろいろな御発言が出たわけですが、そういったことは今回の報告事項に盛り込まれているのかどうか。文字量から考えて、全てが盛り込まれているわけではない。ただ、肝心なことが漏れていると困っているのですが、そのあたりは部会長としては、どのような認識でいらっしゃいますでしょうか。</p>
委員	<p>この報告書案も、何回も事務局で書き直していただいたのですが、そのときの何回目かのときに、「こんな意見を言ったときに、全然報告書に反映されていないではないか」という意見も委員から出まして、その都度、それを事務局で書き加えました。先ほど全部は説明しませんでしたけれども、報告書には「主な意見」という欄があるのですが、そこに書き加えていただきました。そして、書き加えていただいたものについても、全部メールで各部会委員に送って確認を取り、異議がないということで確定しましたので、足りない、もっと書いてほしいといった部分については、書き加えられていると認識しております。</p>
委員	<p>次に事務局にお尋ねします。今日は、このように報告事項ということで頂いて、この後、答申という形で出てくると思うのですが、どういう形に</p>

	なるのでしょうか。例えば、この四角の黒枠の中だけをまとめたものになるのか、それとも、もう少し文言を加えるとすると、その文言はどなたが作るのかということは大変気になるところです。
情報管理課長	報告書の内容なのですが、皆さんに御了承いただいた後、この内容を答申させていただくということになります。
委員	ということは、文言の修正がなければ、この報告書がそのまま答申になるということですか。
情報管理課長	お配りしている報告書の表紙が、今は部会で作成しているというような立て付けになっておりますが、これは了承していただいた後、審議会から答申ということで、そこが「審議会」に変わることになります。
委員	そうすると、「主な意見」という文言もありますが、そういった所もちゃんと残るといふことですね。
情報管理課長	そのまま残るといふことになります。
委員	条例の名称は、第4回部会のときも、まだ決まっていなかったことでした。第2回のときに言及があって、一応、施行条例にするように国が言っているというような発言がありましたが、国はこれにしるというように規定はしていないと思うのですが、どうなのでしょう。
情報管理課長	国は特に条例の名称について、施行条例にせよというようなことは言っておりませんので、必ずしも施行条例という名称になることが確定しているものではございません。
委員	私が一番肝心だと考えるのは、個人情報保護の水準を低下させないということです。この表現はいろいろな所で使われておりますが、そこはどのようなのでしょうか。職員からもそういう発言がありましたが、これは担保されたというか、守られたというお考えなのでしょう。つまり、その水準でもって、取り組んでいくというように受け止めてよろしいのかどうか。
情報管理課長	正に、審議会の今後の在り方ということに関わってきまして、先ほど部会長からお話があったとおり、これまで個別類型的な案件、諮問していたものが今後はできなくなるというところになります。本日の報告書の巻末資料2と席上配布の資料でもお示しさせていただいているのですが、諮問ができなくなる代わりに、どのように個人情報保護の水準を担保していくかということについては、審議会で諮問して承認を得られた自己点検表、これは、いわゆる個人情報の適正な取扱いのためのチェックリストというようなものですが、その自己点検表を作成し、その基となるルールを作成します。これは審議会に諮問します。恐らく、今年度最後の審議会になると思います。作成された自己点検表を用いて、来年度以降、まず内部審査を行い、その内部審査で承認を得られたものを審議会に報告させていただきます。内部審査の中でも、チェックリストを用いてどのようなところが課題となったのか、どのようなところで立ち止まったところがあったのかなど、案件に応じて必要な説明はさせていただいて、内部審査の経過

	<p>をある程度分かるように御説明させていただく形で報告をしていきます。</p> <p>また、来年度1年間、自己点検表を用いて実際に審査と報告をさせていただくわけですが、1年たって、自己点検表に足りない部分があるかもしれない、こういったところは入れたほうがいいのではないかとということも諮問させていただいて、また改正を加えて、PDCAサイクルではないですが、どんどんサイクルを回して、水準の維持向上に努めてまいりたいと考えています。</p>
委員	<p>ここで自己点検表は確定ではなくて、この後、いろいろともんでいくというお話を聞いて、少し安心はしています。ただし、だからと言って、大体大まかに決めておけばいいとは思わなくて、本日はこれで一つの結論を出すことになるわけですが、まず、この諮問第31号補足資料についてお尋ねいたします。</p> <p>現在、審議会に諮問している事項として、①から⑫まであります。①から⑧はこれから諮問しなくなるのだけれども、⑨から⑫は引き続き諮問するというようになっています。なっていますが、この⑨から⑫というのは、個人情報保護条例由来ではなくて、ほかの条例からきているもので、防犯カメラといったものについては杉並区はかなり早いうちから作りましたので、そちらからきているわけであって、それを除くと、はっきり言って全滅です。審議会に諮問している事項はゼロになります。それから、部会の中では、今後は審議会は年に1回ぐらいですかというようなやり取りもありましたけれども、どのようになるのでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>来年度以降の審議会ですけれども、正に今お話いただいた、今、諮問していることが報告になるというものもあります。しかし、それ以外に、今年度も報告させていただいておりますが、例えば情報公開請求の実施状況であるとか、個人情報保護法に基づく自己情報開示請求の実施状況とか、また、審議会でも部会などを設けて、特定個人情報保護の第三者点検部会とかシステムの運用監視部会というものも行っておりますので、回数自体はどうなるかは分かりませんが、必要な審議事項というものは引き続き残っていくというように考えております。</p>
委員	<p>自己点検表についてですが、この文言を読んだだけでは、私は全然イメージが湧かないのです。ですから、1つ具体的なケースを御提示申し上げますので、可能な限りお答えいただけないでしょうか。</p> <p>同性パートナーシップ条例というものが、各地で制定されつつあります。東京都においては、それに基づいて、正に11月1日から登録が始まっているわけです。当区においては、その題名になるかどうかは置くとして、その趣旨の条例を、7月11日から就任した岸本聡子区長が、まだその提案には至っておりませんが、その条例を作りたいと表明しております。その条例を念頭に置いて自己点検をするとすると、どのような項目を自己点検するのでしょうか。そして、内部審査をするのでしょうか。そして、それを審議会ですどのように報告していただけるのでしょうか。</p>

<p>情報管理課長</p>	<p>同性パートナーシップを例示として挙げていただきましたが、事業の中で個人情報の取扱い事務があったときに、個人情報登録票を所管課が作成することになります。同性パートナーシップに関する事業を行う際に必要な、こういった個人情報を集めるかというところについて、通常は氏名、住所というところが多いと思いますが、どこまで必要な個人情報を集める必要があるのかについては、これまでも行ってきましたが、所管と詰めながら、どこまでが必要か必要でないかを点検していくことになるかと思えます。まだ具体的な点検表自体は出来上がっておりませんので、イメージの話にはなりますが、そういったことが想定されると考えます。</p>
<p>委員</p>	<p>本日頂いた報告書の中で、条例要配慮個人情報については定めないということを表示されています。私も、不要な個人情報は集めないほうがいいと思っております。</p> <p>この報告書の16ページの中頃の辺りに、「例えば、性的指向、DV被害者の情報などは地域に関わらず遍く存在するのであり」ということで、性的指向については特別に条例要配慮個人情報とする情報にはあたらないと言われているわけです。今、私が同性パートナーシップ条例を例に挙げたのは、正に性的指向に関わることであります。通常であれば、これまでずっと私は審議会に関わっておりましたが、その経験から言うと、やはり入るのではないかと。例えば審議会にかけられるようなものなのではないかと思っております。審議会が今と同じように進んでいけばです。例えば東京都は、どなたが申請に来たかを他の人に知られることがないように、窓口に来なくていい、ネットで申請できるという配慮をなさっているはずで、杉並区で、そういう内容について諮問されたとしたら、私はそこを質疑すると思えますが、とても重要な観点なわけです。</p> <p>ここまで具体的に申し上げましたけれども、そういったことは、どのようにして自己点検表に入るのか、内部審査をするのかということは、非常に聞きたいです。今時点で、何とかお答えできませんか。</p>
<p>情報管理課長</p>	<p>正に、性的少数者の情報、属性を含めての情報ということについては、もちろん、こういった情報をそもそも収集するに当たって、収集の必要性は十分に内部審査などでも確認していかなければなりません。また、こういった情報を取り扱うといった際にも、事業を実施する上でも慎重に運用していかないとはいけなくて考えておりますので、自己点検表にこういった形で落とし込めるかというところはありますが、こういったセンシティブ情報の取扱いの観点も忘れずに、自己点検表を作っていく際に考えてまいりたいと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>同性パートナーシップ条例を作るに当たっては、性的指向の情報を頂かなければいけないわけです、収集しなければ、そもそも成り立たないわけだから。今、「慎重に」とか、いろいろ修飾語でおっしゃったけれども、それは当たり前なのです。そこを具体的に、確実に、どうやって担保できるのかということを、例えば審議会のメンバーであれば非常にしつこく聞いて</p>

	ていきたいのです。それが今のような御答弁だと、申し訳ないですけども、私はとても不安です。もうちょっと踏み込んだ答弁を頂けませんか。
情報管理課長	そのような情報についての取扱いに際しては、また修飾語で恐縮ですが、当然慎重に扱わなければいけないので、そのような内容を自己点検表などに具体的にどう盛り込むかというところはありますけれども、こういった情報には重々配慮して扱っていかねばならないということを、例えば自己点検表に明記するとか、そういったことも1つ方法としてあるのではないかと考えています。
委員	御答弁には大変不満ですけども、これ以上やっても平行線だと思うので、これで終わります。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	<p>浅見部会長をはじめとする部会の皆様、非常に困難な宿題を、テーマが難しいので分かりやすくとは言い難いのですが、可能な範囲で分かりやすくまとめていただきまして、ありがとうございます。今、委員からも縷々、網羅的にいろいろな質問がありましたので、1つだけ事務局にお伺いしたいと思います。</p> <p>部会長からも先ほどお話があったとおり、今回の改正個人情報保護法の精神のようなところは、かなりラディカルにきたなというか、個人情報を守るというのは、自治体単位の取組と言うよりは、国が責任を持って行うべき取組であるというような理念の下、自治体から見ると、自治体のことは自治体で決めるというような話からすると、ちょっと持っていかれたというような気持ちが少し残る部分もあります。そういうものを抑え込んでまで、今回、個人情報保護法を大幅に改正するという事になった意図というか、問題意識だったりとか、それによって自治体運営にどういうメリット、デメリットにわたる変化が起きてくるかというところについて、見解をお伺いしたいと思います。質問はこの1点で、意見は後ほど申し上げます。</p>
情報管理課長	<p>今回の国の法改正の趣旨については、個人情報保護はもちろんのこと、近年、特に進んでいるデジタル化の流れで、官民間問わず、デジタルデータの流通を活発化させたいというのが、国としてはあります。それを推し進めていくために、全国の自治体のばらばらの個人情報の水準を均一化というか、底上げをしたいというような趣旨で、国としては進めていると理解しています。</p> <p>一方、区としては、これまでも個人情報保護条例ということで定めてきまして、その歴史もあって積み重ねもございますので、今回は国の改正法についても、我々からするとなかなか許容されないということが多くて、縛りが多い内容だという理解をしているところです。</p>
委員	私からも何点か質問させてください。部会の先生方、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。いろいろと議論も聞かせていただいて、本当に真剣に、誠実に対応していただいたと改めて感じています。

	<p>その上で質問させていただきたいのですが、これは事務局への質問になると思います。先ほど委員が伝えたパートナーシップに関わるものに関連すると思うのですが、個人情報がどのように利用されて、どのように外部提供されているのかということについて、私たち第三者、あるいは区民、当事者から見て、どのように分かるようになるかということは、重要なことだと思うのです。これまで、それをこの審議会では諮問してきたと思うのですが、今後、これがどのように扱われていくのか。今日は「情報提供ネットワークシステムの安全措置実施状況に関する自己点検」という表も出されていますが、私も、この自己点検表がどういうものなのかを全く想像できなくて、今日の3番目に提案されたものを見ると、このレベルだと少し不安だというように改めて感じました。そこが今後どんどん改正されていくということもお話としてあるのですが、やはり、その点は区民や私たち第三者から見て分かるようにしていただきたいというのが1つです。</p> <p>それから、27ページですが、ここで改正法の規定について書かれていて、ガイドラインに示された考え方のほかに、個人情報保護委員会は、事後的な報告を行うものであっても、これも「典型的な諮問を行うもの」に類するというように禁止されているということが書かれています。一方で、例えば名古屋市は事後報告をするというように規定してみたり、あるいは京都市は可視化するようにするというように書かれていたりして、これは、あえてこの文言を入れたこととの整合性が、私はかなり逆行しているのかなと思っています。この点は、どこからこの文言を引き出してきたのか、他の自治体の条例の方向性と比べて、これは少し言いすぎではないかと感じるのですが、その点について事務局はどのようにお考えなのか教えてください。</p>
<p>情報管理課長</p>	<p>まず1点目に頂いた自己点検表については、今のイメージとしては、例えば個人情報を収集する場合、外部結合を行う場合、今日も審議でありましたが労働者派遣を行う場合、それぞれに論点がありますので、それぞれ細かいチェックができるものを作成していこうと考えております。後日、お示しできる段階になったら、諮問させていただくことを考えております。</p> <p>続けて、個人情報保護委員会のところですが、委員がおっしゃったのは27ページの一番上の所だと思います。個人情報保護委員会からは、この間、国からの通知ということで、今日も3件ほど諮問させていただいた案件については、諮問はもうできないということは、再三、事あるごとに我々は言われているところです。</p> <p>今回、我々が巻末資料2でお示した、諮問はできなくなるけれども、きちんと内部審査を行い、その結果は報告させていただきたいというような観点からも、我々は委員会に何度か問い合わせることがありました。その中の回答で、事後の報告である場合だとしても、そこで、今日の審議でのように、いろいろと意見を言うていただくようなことがあると、これまでの典型的な事項の諮問と変わらなくなるので、それは許容されないとい</p>

	<p>うような言い方を保護委員会はしています。</p> <p>我々としては、今後諮問はできなくなるにしても、行った内部審査の結果とか、その中で皆さんにお示しするべきであろう内部審査の経過などは、保護委員会の言っているような回答に抵触しないような形で取り組んでいきたいと考えています。一方、保護委員会からは、こういった見解があったということで、報告書には入れさせていただいたということです。</p>
委員	<p>保護委員会がそのように言ったということは確認できました。ただ一方で、他の自治体ではそういう規定などもあったりして、やはり、これが報告書として答申されるわけですから、この文言だけが一人歩きをしてというのいかなものかと思っています。他自治体では、それに従わないというか、それ以外の規定もあるみたいな報告をしっかりと明示しているということもある、そういう書き方も、私は必要なのかと、書いてほしいなどと、改めてこれを読んでいて感じました。ただ、区の姿勢としては、非常に柔軟に、やはりこれまでの保護条例をしっかりとレベルを低下させないような形でやっていくということは、冒頭の部会の委員の先生方の意見の中にも所々入っていますので、その点は非常に共感するところなのですが、その点だけ私はお願いしたいと思いました。いかがでしょうか。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>他の自治体と比べると、我々も随分踏み込んだ書き方をしているなど思った所は幾つかあります。ただ、我々は、個人情報保護委員会にガイドラインも含めて個別に杉並区から問い合わせる中で、今回、お答えしているような内容になっています。他の自治体で、踏み込んでいるなど思う所も、諮問の段階でそうであって、保護委員会のほうは、規則、条例ができたときに全てチェックする、運用についても報告するとなっていますので、むしろ、こういった運用をされていくのかなというのが気になっているところ です。</p> <p>それよりも、我々が大事にしたいのは、まずきちんと法律は守ること、これは我々行政としては一歩もはみ出てはいけないと思っています。ただ、部会の中で御議論いただき、今日だけではなくて、これまでの諮問の中でも、いろいろ皆様から頂いている御意見とか御質問、そういったものはいわゆるチェックリストで事前に、一件、一件ではないけれども、こういう視点でやりたいと。外部委託については、この視点とこの視点は漏らせないとか、外部結合についてはこういうところに注意していきたい、そういった今までの御意見をリストの中に反映させて、それに基づいてきちんと審査をして御報告をしていきたいと考えています。</p>
会長	<p>ほかに御質問ありますか。では、御意見を伺う前に、これまでの御質問に対して私から補足をしておきたいと思っています。まず、重大インシデントに関して部会の中で意見が出ましたが、報告書として触れていないではないかという御指摘がありました。実際には、ちょっと分かりにくいのですが、資料4の報告書の27ページを開いていただくと、一番下に意見が出た経緯が書いてあって、最後の3行が杉並区からの回答になっています。読</p>

み上げます。「現行制度上、条例等に重大インシデントの報告に係る具体的な規定はないため、一般報告として審議会に報告を行ってきた。改正法施行後も、引き続き審議会に対して重大インシデントについて報告を行う」と回答しています。次の28ページ目の当部会の考え方という所で、ここに重大インシデントという文言がないではないかという御指摘だったと思います。そこが分かりにくいのですが、28ページの一番下のなお書きの所、「なお、現行の個人情報保護条例以外の条例に規定されている審議会への諮問・報告に関する事項については、今回の法改正の対象とはならないと判断できるため、このまま存置することが妥当である」ということで、この重大インシデントの報告はそのまま継続するというのを、ここで書いています。ですから、少し日本語として複雑になっているのですが、実際にはそこに入っています。

それを踏まえていただいた上で、今日、席上配布された1枚紙を御覧ください。現在、審議会に諮問している事項の「これまで」という青色で書いてある所です。ここに①～⑫まであるのですが、実際には、そういう意味で⑬というのがあって、⑬にその他があって、その他の代表例は重大インシデントの報告なのです。ですから、区役所としては、多分、具体的になっているものだけを列記したので⑬がないのですが、実際には⑬があるということです。⑬の中に、重大インシデント、その他、この審議会では一般報告としていろいろ報告をしていただいている内容が⑬にあるということです。それが、これからどうなるかというのも、下の黄色い枠の所に書いてあるのですが、①～⑧までは、法律上、審議してははいけませんということになりますので、⑨～⑫、そういう意味だと、先ほど申し上げた⑬も入るということです。これまでこの審議会に報告されていた一般事項に関しては入るので、⑨～⑬までは入りますよと。

では、①～⑧はどうなってしまうのかということところは、今、自己点検と言っているのですが、資料4の巻末資料2を開いてください。この資料の右側に赤い文字で「ア」「イ」「ウ」とあります。この「ア」の所を見ていただくと、これが自己点検内容になるのです。個人情報の取扱いに係る安全管理措置等、ここに「等」があることが重要なのです。「等」というのは何かと言うと、括弧の中ですが、安全管理措置、個人情報の収集、本人外収集の制限、委託に伴う措置、労働者派遣に伴う措置、目的外利用の制限、外部提供の制限、電子計算組織への記録、電子計算組織の結合禁止等です。これらを安全管理措置等と、この文章の中では定めています。例えば、本来聞く必要のないものも聞いているのではないですかみたいなことは、この個人情報の収集に問題がないかということになるわけです。これらのことの自己点検表というものが作られます。括弧内に書いてあることは、取りも直さず、この審議会では皆様に審議していただいた事項ということになります。

従来との違いですが、従来は、今日は数が少なかったから2組だけでし

たか、実施機関の所に各担当の課の方に来ていただいて、その方々が、今日で言うと資料2にある順番で諮問事項という形でやっていたと思います。その方々が、ここに来て、我々に説明して、我々が先ほどの安全管理措置等の観点で指摘をする。例えば今日でしたら、報告第12号、諮問第43号のときには、委員から、子どもの医療費助成に関して収入を聞く必要はないのではないのですかという御意見がありました。このやり取り自体を、今後は、情報管理課が点検をするという形になります。

その際、どのような観点で点検をするのかと言うと、自己点検表というものを使って点検をします。一番粗い点検表の項目としては、正に、巻末資料2の赤色文字の所で私が読み上げた「安全管理措置等」という見出しがあります。その中に、先ほどの個人情報の収集というのがあるんで、そのときに、情報管理課が収入は要らないのではないかと気付けば、そこで自己点検表で、要らないものを取ろうとしていたということで、点検としては不備になる可能性、余地がありますということです。ただ、これは、この審議会でも同じですが、委員が気付かなければそこを過ぎてしまうわけです。今日も、気付かれた委員がいて、収入に関しては余分ではないかという意見が出たから、そこが気付きましたということになるわけです。この関係は、残念ながら、情報管理課に移ったとしても、情報管理課の人が気付いてくれば、そこで気づきが出ます。

その部分をどのようにやっていくかと言うと、今、一番粗いものとしては、自己点検表、巻末資料2にあるのを、ただ1項目1行ずつ書くというものです。ただ、この後、例えば今日やった諮問事項の審議ですが、資料2の4ページの下に、個人情報の記録の内容というのがあるわけです。これが、自己点検表の中に含まれた上で、氏名、住所、性別、生年月日、続柄、電話番号、在留期間などと書いてあって、ここのそれぞれに1個ずつチェックマークが付いていて、氏名を取るのが妥当でしたらチェック、住所を取るのが妥当でしたらチェック、性別を取るのが妥当でしたらチェックという形の自己点検表になっていけば、収入の所で気づきやすくなります。収入は本当に子どもの医療費助成のときに聞く必要があるのかなと気づきやすくなるので、この部分の自己点検表をどこまで細かくやっていくのかというのは、これから決めていくことです。そして、この自己点検表の作り方に関しては、この審議会が審議をしますということが、最終報告書には書かれています。

あと、これも報告書の中には書いてはありますが、その結果を審議会に報告することになっています。例えば、実施機関がやっている内容に関して、情報管理課が点検をしました。点検をして、本来は全部がOKになるような想定なわけです。ところが、情報管理課が気付きましたというところがあれば、その部分に関してだけは審議会に報告をしていただくということが、今、想定されています。それから、情報管理課のほうで、実施機関が計画したものに関して、こういう点を指摘しましたということが、こ

	<p>ここに報告として上がってくるということです。その結果、こちらで、やはり余分なものを、余分な項目を聞いているということで問題があるのでしたら、先ほど言ったように、ここの所に全部チェックマークを付けて細かくやるのか、どこの部分を重点的にチェックしたほうがいいのかということとを改善する、そういったことをこの審議会で諮っていくということです。</p> <p>そうすると、区の内部でのチェックだけになるではないかと思うかもしれませんが、基本的には、先ほどの例が分かりやすいので言いますと、実施機関のほうが職務上責任を持っているのは、子どもの医療費助成ということ、そこに関して責任を持っているわけです。情報管理課という所は、情報管理に責任を持っているので、個人情報の保護に関して言えば、個人情報の保護に責任を持っているのです。ですから、それがお手盛りになるかと言うと、課の役割としては、基本的には客観的な形で見ていくことになるということです。情報管理課からすると、極端に言うと、子どもの医療費助成がどうなるかはどうでもよくて、ちゃんと区民の情報が守られているかという観点で確認をする課になりますので、そのところでやっていく。それから、従来の、ここでやるほどの第三者性はないのですが、区の中の職務としては、違う立場で見ていただくことはできますということです。</p> <p>ただ、先ほど申し上げたように、では、それで見落としなくできるのかと言われると、それは逆に現状のこの審議会でも同じですよ。誰かが、委員が気付かなければ過ぎていってしまうわけですので、それと同程度の問題は今後も残りますが、一応、そのような枠組みを今は検討していただいているということになります。この1枚紙でそれを分かってくれというのは確かに難しかったのではないかなと、私も聞いていて思っていたので、少し補足をさせていただきました。</p> <p>あとは、委員からも御指摘がありました。今回の検討部会に関しては、委員のお名前を記名した形の議事録で、口述筆記がもう既に区のホームページに公開されていますので、実際にはそこに細かいことはありますので、もし必要であればそういう所も確認をしていただければと思います。</p> <p>では、ここまでが補足としまして、この後、引き続き、御質問がもし追加で出たのであれば御質問も頂いて、さらには御意見があれば御意見も頂ければと思います。では、御質問、御意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>今回のこの諮問についての意見です。大変、事務局も事務局なりに頑張ってくれたし、部会の皆様、本当にありがとうございました。そういった意味では、大変な作である報告書だとは思っているのですが、私としては、やはりまだ大変不満足です。諮問という言葉は避けなければいけないのだろうとは思っているのですが、他の逃げ方があると思っているのです。例えば、審議会が調査をしますとか、報告というのは使われましたが、いろ</p>

	<p>いろ知恵を使ってほしかったなど、抜け道を作ってほしかったなど、私は思っています。そのようなことをやったとしても、結局、条例の内容、また、運用の実際を個人情報保護委員会に報告することになるので、そのときにクレームが付くかもしれません、駄目出しがされるかもしれませんという御説明もありましたが、そのときに受けて立てばいいと、私は思っています。そういう意味では、大変よく作ってくださった、事務局も大変だったと思います、何度も駄目出しされていたのを私も見ていましたので分かるのですが、それでもやはり、これについては私はちょっとまだ不満がありますので、反対といたします。</p>
会長	ほかに御意見はありますか。
委員	<p>部会の中でも出た意見だとは思いますが、重ねて、審議会の場でも2点意見を申し上げたいと思います。1点目に、3ページの区の基本理念についての所に記載がありますが、「個人情報の確実な保護を前提に、区民の福祉、生命・身体の保護のため、飛躍的に進展する情報通信技術を活用した先進的な施策を実施すること」、これは、非常に重要なコンセプトでして、こういった内容が新条例に盛り込まれることに賛意を示したいと思っておりますし、是非、こういった形で取組が進展することを期待したいと思います。</p> <p>2点目に、4番の行政機関等匿名加工情報の件です。こちらの提案募集を当面実施しないという背景、課題意識に関しては理解をしたものの、これからの情報通信社会の中で、ビックデータの提供元である行政機関の責任を果たしていく観点から、都道府県や指定都市の取組の進展に関しては、つぶさに追っていただいて、状況が整ったときには、杉並区も、行政機関等匿名加工情報の提供元になるような手続というものは、勇気を持って進めていくべきだと思っておりますので、このことは意見といたします。</p>
会長	<p>ほかに、御質問、御意見はありますか。あと、先ほど情報管理課が確認すると言ったのですが、デジタル・セキュリティ委員会(仮称)が本来の主体です。その事務局が引き続き情報管理課ということですが、表現は違いましたが、言っている趣旨は同じです。情報管理課という特定の課ではなくて、巻末資料2の右下にある、デジタル・セキュリティ委員会(仮称)という所が、自己点検表を使って実施機関の実施業務に関しての点検をするという形になります。</p> <p>それでは、ほかに御意見、御質問がなければ、諮問第31号は決定といたします。</p>
会長	<p>それでは、ただいま御審議いただきました諮問事項につきまして、ここで答申をしてまいりたいと思います。これから事務局が答申案文をお配りしますので、内容の御確認をお願いします。なお、オンラインにより参加される委員の皆様は、画面から御確認ください。</p>
(答申案文配布)	
会長	この内容でよろしいでしょうか。

(異議なし)	
会長	では、答申文をデジタル戦略担当部長にお渡しします。
(答申文受領)	
会長	本日の議題は以上となります。最後に、事務局から何かありますでしょうか。
情報管理課長	<p>会議録についてです。本日、確定しました令和4年度第2回の会議録を、事務局からお配りいたしますので、お受け取りいただくようお願いいたします。オンライン参加の方につきましては、後日、事務局から送付させていただきますので、よろしくようお願いいたします。</p> <p>次回の審議会ですが、令和4年12月22日(木)午後2時から、終了時間は、案件数にもよりますが、午後5時を想定しております。場所は、本日と同じ杉並区役所中棟5階の第3・4委員会室の予定でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。事務局からは以上でございます。</p>
会長	それでは、以上で令和4年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日は御協力いただき、ありがとうございました。